新	旧		
高知県輪番制協力薬局協力金交付要綱第1条 省略	高知県輪番制協力薬局協力金交付要綱第1条 省略		
第2条 県は、新型コロナウイルス感染症患者の医療提供体制を確保するため、公益社団法人高知県薬剤師会と協議の上、保健所単位で休日における輪番制を構築し、薬局閉局日の日曜 <u>日</u> 又は祝日に開局した保険薬局に対し、予算の範囲内で協力金を交付する。	確保するため、公益社団法人高知県薬剤師会と協議の上、保健所単		
第3条~第11条 省略	第3条~第11条 省略		
附 則 1 この要綱は、令和4年1月26日から施行し、同月23日から適用する。 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。た	附 則 1 この要綱は、令和4年1月26日から施行し、同月23日から適用する。 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。た		

る。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

だし、この要綱に基づき交付された協力金については、第6

条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有す

附則

この要綱は、令和4年10月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年12月19日から施行する。

2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された協力金については、第6 条から第11条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

新			旧	
別表第1(第3条関係)		別	別表第1 (第3条関係)	
交付対象	・県と公益社団法人高知県薬剤師会とで協議し、保健所単位で作成された輪番制協力薬局一覧に掲載され、県の警戒ステージが「警戒」から「警戒強化」となった日から最初の日曜日又は祝日を起点とし、「警戒強化」から「警戒」となった日の最初の日曜日、祝日又は令和5年3月31日のいずれか早い方までの間に、日曜日又は祝日の1日当たり4時間以上8時間未満又は8時間以上の輪番制に参加した保険薬局・また、日曜日又は祝日を除く「警戒強化」期間中の、令和4年12月31日から令和5年1月3日の間に1日当たり4時間以上8時間未満又は8時間以上の輪番制に参加した保険薬局		交付対象	県と公益社団法人高知県薬剤師会とで協議し、保健所単位で作成された輪番制協力薬局一覧に掲載され、県の警戒ステージが「警戒」から「特別警戒」となった日から最初の日曜又は祝日を起点とし、「特別警戒」から「警戒」となった日の最初の日曜、祝日又は令和5年3月31日のいずれか早い方までの間に、日曜又は祝日の1日当たり4時間以上8時間未満又は8時間以上の輪番制に参加した保険薬局
交付額	1日1保険薬局当たり 4時間以上8時間未満 5,000円 8時間以上 1万円 とする。		交付額	4時間以上8時間未満 5,000円 8時間以上 1万円 とする。